

新会社法の「メリット」を活用した 経営法務アドバイス!!

新会社法 **A^{to}2Z**

非公開会社の実務

加除式 B5判 全2巻

編集 会社法制度活用研究会 代表 辺見紀男（弁護士）

編集委員（すべて弁護士）

武井 洋一・櫻井 喜久司・高田 享・中西 和幸・那須 健人・山上 俊夫・小磯 孝二

本書の特徴

- ◎「非公開会社」の経営法務に焦点化した、新しい会社法についての実務情報の提供。
- ◎会社法関係の法務省令事項を取り込んだ解説。
- ◎会社の状況や経営課題に対応した有効な指針の提供。



定価12,600円
(本体12,000円) <送料実費>

豊富な事例と詳細な解説でサポート!



執筆者一覧 (すべて弁護士、50音順)

麻 祐 一
井 上 裕 也
小根山 裕 二
草 道 倫 武
坂 口 季 久 夫
清 水 奈 々
高 田 享 平
鶴 間 洋 平
西 尾 雄 一 郎
樋 口 收 樹
三 浦 繁 樹 領
矢 野 英 之
吉 川 英 之

浅 野 貴 志
上 原 真 一 郎
笠 原 智 恵
倉 橋 博 文
佐 久 間 幸 司
下 田 憲 雅
高 橋 直 子
友 常 理 子
西 村 賢 達
樋 口 革 司
三 谷 上 俊 夫
山 上 桂 公
吉 田 桂 公

安 藤 知 史
梅 佳 紀
木 野 美 則
鹿 小 磯 孝 二
櫻 井 喜 久 司
新 藤 え り な
武 井 洋 一 枝
中 島 雪 昭 男
野 間 昭 男 奈 貴
藤 原 朋 英 樹 秀
三 宅 英 秀 樹 美
山 縣 秀 樹 美
和 久 田 美 嘉

安 藤 拓 郎
浦 部 明 子
川 端 小 織
合 田 剛 哲
佐 藤 彰 紘
鈴 木 仁 史
樽 本 哲 幸
中 西 和 唯 考
萩 原 唯 考 男
辺 見 紀 男 倫
森 口 由 紀 誠
山 下 由 紀 誠
渡 邊 謙 誠

飯 田 直 樹
遠 藤 崇 史
神 野 祥 将
佐 藤 順 哉
鈴 木 み き
千 代 田 有 子
中 原 健 夫
橋 本 裕 幸
増 田 智 幸
安 田 明 代 毅
山 本 博 毅

磯 田 大 久 保
神 原 村 甲 藤
佐 藤 鈴 木 辻
中 村 井 田
花 井 松 田
泰 田 結 城

内容構成 (抜粋)

基礎編

会社法の基礎知識

- 第1章 会社法の仕組み・全体像
- 第2章 商法、有限会社法からの改正のポイント
- 第3章 定義規定・基本用語解説

Q&A 解説編

会社法の制度と実務対応

- 第1章 会社の設立・商号等
 - 第1節 設立
 - 第2節 商号等
- 第2章 株式
 - 第1節 譲渡制限株式会社
 - 第2節 種類株式
 - 剰余金の配当に関する種類株式
 - 取得請求権付株式
 - 取得条項付株式
 - 全部取得条項付種類株式
 - 議決権制限株式
 - 種類株式の買取請求
 - 特例有限会社における種類株式の発行
 - 第3節 新株発行
 - 第4節 自己株式
 - 第5節 株 券
 - 株券不発行制度
 - 株券喪失登録制度
 - 株式の譲渡と善意取得
 - 第6節 株主の権利
 - 第7節 株主名簿
 - 第8節 株式に関する訴訟
- 第3章 新株予約権・新株予約権付社債
 - 第1節 新株予約権
 - 第2節 新株予約権付社債

第4章 機関設計

- 機関設計に関する定款変更と役員等の任期
- 中小会社の機関設計
- ガバナンス・信用度の重視、税務・会計の観点での機関設計
- グループ・子会社の機関設計

第5章 株主総会

- 第1節 株主総会の招集手続き
- 第2節 株主総会における議決権等
 - 株主提案権
 - 書面投票制度・電子投票制度、書面決議制度
 - 相互保有株式の議決権の制限
 - 議決権の不統一行使
- 第3節 株主総会の決議・運営

第6章 取締役及び取締役会

- 第1節 取締役の資格・員数
 - 一人取締役の死亡時の対応
 - 代表取締役についての会社法における改正点
- 第2節 取締役の任期
- 第3節 取締役の選任・解任
- 第4節 取締役の責任
- 第5節 取締役の報酬等
- 第6節 取締役会の設置・招集
- 第7節 取締役会の決議

第7章 監査役及び監査役会

- 第1節 監査役
- 第2節 監査役会

第8章 会計参与

- 会計参与の資格・任期・員数等
- 会計参与の兼任禁止、報酬
- 会計参与の職務・権限・責任等
- 計算書類等・会計参与報告の作成等

第9章 会計監査人

第10章 株主代表訴訟

- 会社法における「子会社」概念の実質化

第11章 内部統制

- 会社法における「子会社」概念の実質化

第12章 会社の計算

- 第1節 会社の計算書類
- 第2節 会社の決算
- 第3節 剰余金の分配
- 第4節 その他

第13章 増資・減資

- 資本金の額の減少、準備金の額の

- 減少、剰余金の資本組入れ及び資本金減少額の上限規制の撤廃
- 欠損てん補のための資本金の減少
- 準備金の資本組入れ
- 特例有限会社の減資
- 資本金の額と税務特例

第14章 社 債

- 第1節 社債の発行等
- 第2節 社債管理者・社債権者集会
- 第3節 担保附社債信託法・社債等振替法

第15章 組織変更・組織再編

- 第1節 営業譲渡・事後設立等
- 第2節 組織変更
 - 合同会社と株式会社との組織変更の手続き
 - 合同会社と合名会社・合資会社との間の会社種類の変更手続き等
- 第3節 組織再編 (一般)
- 第4節 組織再編における対価の柔軟化
 - 簡易組織再編・略式組織再編
- 第5節 株式交換・株式移転
- 第6節 組織再編の手続き
 - 組織再編行為における資本金・準備金等の計数の取扱い
 - 会社分割における労働契約承継
 - 特例有限会社を存続会社とする合併
- 第7節 組織再編に関する訴訟
- 第8節 組織再編に関する訴訟

第16章 会社の清算

- 第1節 清算
- 第2節 特別清算

第17章 登記・公告

- 支店所在地における登記事項
- 社外取締役と登記
- 会社法施行に伴い変更登記が必要な事項
- 会社の公告

第18章 商業使用人等

第19章 特例有限会社、株式会社への移行

第20章 持分会社

第21章 外国会社

第22章 罰 則

第23章 施行期日・経過措置

事例解説編

会社法の活用と経営法務戦略

序 非公開会社における会社法の実務と留意点

第1章 特例有限会社に関する事

第2章 起業・組織変更に関する事

- 株式会社設立時の登記書類、定款記載事項
- 商号使用規制廃止と類似商号使用
- 最低資本金制度の撤廃と確認株式会社・有限会社の特例
- 合同会社の設立手続き、業務執行・業務運営の決定方法、利益分配及び損失負担の具体例

第3章 機関設計、会社役員等に関する事

- 取締役会非設置会社において代表取締役が死亡した場合の措置
- 会社の規模と機関設計の最適化
- 取締役会の決議の省略(書面決議)
- 取締役会の廃止に伴う機関設計のポイント・問題点、会計参与の活用
- 取締役の資格制限及び役員任期伸長に伴う法務問題と経営判断のポイント
- 社外取締役の登記
- 顧問税理士兼社外取締役が顧問報酬しか受領していない場合の最低責任限度額
- 中堅規模の株式会社における監査役の業務分担、会計参与と監査役の協働
- 役員賞与の取扱い

第4章 事業承継・相続等に関する事

- 所有する株式全部を相続人の1人に取得させる方法
- 被相続人が所有する株式を会社が相続人から強制的に取得する方法
- 会社が相続人の保有する会社株式を取得する方法

Q&A解説編 会社法の制度と実務対応

内容見本
(縮小)

わかりやすいQ&A解説。

※ 1問の解説分量は、2ページ程度です。

実際の疑問！

お客様から寄せられたご質問を基に、質問文を整理しています。

簡潔・明解！

回答・結論を、わかりやすく端的に示します。

Q&A解説編 第6章 取締役及び取締役会

※取締役の任期の伸長に伴う既存取締役の任期の期間計算

Q 非公開会社においては、取締役の任期を10年まで伸長できることですが、任期が変更された時点で、すでに在任中の取締役の任期を、同様伸長することは可能なでしょうか。その場合、任期の期間計算はどのようになるのでしょうか。例を挙げて説明してください。

A 非公開会社（委員会設置会社を除きます。）においては、既存の取締役の任期満了までの間に取締役の任期を伸長する旨の定款変更を行うことにより、既存の取締役についても任期を伸長することが可能です。仮に、任期を10年とされた取締役の任期は、「選任時」から10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までです。登記簿上は、取締役の「就任」の日年月日が記載されており、選任時がいつか登記簿からは判断できませんので、取締役の選任と就任の時期に相違がある場合は、任期の計算に関して注意を要する場合があります。

解説

1 既存取締役の任期伸長の可否

(1) 取締役の任期の伸長

会社法においては、非公開会社（委員会設置会社を除きます。）について、定款変更をして、その任期を10年まで伸長することができます（法332②）。ところが、会社法施行時に在任している取締役の任期に関し、整備法第95条には、「この法律の施行の前提に旧株式会社取締役、監査役又は清算人である者の任期については、なお旧法の例による」と規定されていますので、そのような取締役の任期については、旧商法第256条によることになり、定款変更をしても、その任期を伸

法的根拠の整理！

法令等の解説根拠を、旧法規定を含め一覧で示します。文献や判決等の参照情報も、適宜「参考」として紹介します。

制度理解と実務対応！

回答の基となる制度解説を、詳細に示します。旧法下の取扱いとの相違点や、実務のポイントも解説します。

事例解説編 会社法の活用と経営法務戦略

制度メリットの活用方法と、リスクマネジメントを含めた経営法務アドバイス。

※ 1事例の解説分量は、4ページ程度です。

法施行後発生した実務問題！

お客様から寄せられたご質問と、制度活用の視点を総合した問題事例を収録しています。

□株券発行条項廃止前の株式の譲渡と廃止後の株式の譲渡との対抗関係

事例

当社は、会社法施行前に設立された株式会社（非公開会社）で、株券を発行していました。しかし、昨今の株券廃止の流れを考慮して、会社法の施行後に、株券を発行する旨の定款の定めを廃止しました。
上記定款規定の廃止後、当社株主AがCに当社株式を譲渡したというA及びCの共同請求に基づき、当社は、当該株式につき譲渡を承認した上で、株主名簿もCに名義書換えました。ところが、最近になって、Aから当該株式を譲り受けたと主張するBが現れ、事情を聞いたところ、Bは、会社法施行後、上記定款規定を受け、株券の交付も受けていたが、名義株主であるAが、Cに対して当該株式を譲渡したと主張している。この場合、当社は、BとCのいずれを株主として

本事例のポイント

- ▷株券発行会社における株式の譲渡方法と第三者対抗
- ▷株券不発行会社における株式の譲渡方法と第三者対抗要件
- ▷譲渡制限株式と株主名簿の名義書換手続き
- ▷株券を発行する旨の定款規定の廃止手続き
- ▷株券廃止前の株式譲渡と廃止後の株式譲渡との対抗関係

経営法務のアドバイス

有効な選択肢、判断要素及び注意点の提示！

解説のポイントを総括するとともに、実務アドバイスをを行います。

実務対応上の留意点、想定される問題状況を含めて、経営法務戦略のヒントを示します。

会社法の「知識」と活用の「知恵」！

法令の解釈について詳細に解説するとともに、問題事例の解決指針を示します。

旧法下の取扱いとの相違点も踏まえ、実務対応方針と注意点について解説します。

直也 板橋喜彦
暁彦 大堀徳郎
千郷 木谷久太郎
文亮 五来太美子
弘康 清水知彦
洋子 関高浩
拓一郎 土屋奈生
英幸 那須健人
美雪 原田芳衣
大介 松本裕之
啓太 柳澤崇仁
輔 横井康真

[平成18年12月、現在]

第5章 株式・社債の活用に関すること

- 基準日後に株式を取得した者に議決権を行使させる場合
- 会社に対する金銭債権を現物出資した場合の検査役の調査の要否・発行価額
- 株式分割、株式無償割当て、株主割当ての関係
- 役員選任権付種類株式

第6章 会社の計算、計算書類や会計参与・会計監査人に関すること

- 貸借対照表、株主資本等変動計算書の記載例、事業報告の取扱い
- 資本金の額の減少手続きと100%減資の可否
- 配当の決定の取締役会授權の要件、剰余金分配可能額の算定、中間配当
- 現物出資規制の緩和とデット・エクイティ・スワップの活用
- 会計参与制度の活用、責任軽減の方法、顧問契約打ち切りの顧問報酬
- 会計参与と会社の意見が一致しない場合の会計参与の権利・義務・報酬・責任

第7章 組織再編に関すること

第8章 清算手続きに関すること

第9章 情報開示、内部統制システムに関すること

- 決算公告義務及びその方法と開示書類
- 内部統制システムの構築・開示
- 取締役の責任追及の訴えにおける不提訴理由書

資料

- 非公開中小会社の定款規定例

資が受けられるなどの特別な事情がない限りは、監査役だけを設置すれば足りるものと思考されます。

3 定款作成に関する検討

取締役会・監査役を設置するという前提で、定款を作成することになりますが、その場合の検討事項について重要なものをいくつか検討します。

(1) 機関設計に関する検討

① 取締役・監査役の資格

取締役・監査役を株主に限る旨、定めることができます（法331③但書き、335①）。有限会社のととき同様、定款でその旨定めておいた方が適当と思考されます。

【定款例】

第〇条 当会社の取締役及び監査役は、当会社の株主中より株主総会において選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

② 取締役・監査役の任期

取締役・監査役の各任期を、10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで伸長することができます（法332②、336②）。任期を伸長することで、経営権の安定化や登記費用の削減を図ることができますが、その一方、登記を失念するリスク等のデメリットもあります。今後の経営方針等との兼ね合いで、適当な任期を

【定款例】

第〇条 取締役及び監査役の任期は、選任の日から10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

③ 監査役の業務範囲

監査役又は会計監査人を設置しない非公開会社では、監査役の監査範囲を会計監査に限定することができます（法389①）。旧商法特例法での取扱いと同様、小規模の非公開会社では、会計監査に限定した方が適当と思考されます。

「購入・検討したいけれど・・・」というお客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆加除式書籍とは、書籍(台本)の内容を最新の状態に保つために、法令改正・事例追加等に伴う内容補正の追録(補正・追加が必要な頁・冊子/有料)を発行し、お客様のお手元の書籍(台本)の該当頁と差し替えていただく形態の書籍です。
- ◆加除式なら追録の迅速な発行により、常に最新の情報がお手元に届きますので、改正・増補を見落とすことがありません。未永く、安心してご利用いただけます。

追録は購入しなければならないの？

- ◆加除式のメリットは、最新の内容で常にご利用いただけることです。台本購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしております。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品に綴り込んでいる「利用規約(規程)」にご案内しております。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
 - 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。不明な点は、下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

商品を手にとって検討したい・・・

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様には、便利な無料試読サービスをお勧めします。商品そのものをお届けし、内容をご確認・ご検討いただける安心のシステムです。
- ◆ご購入の場合は現品同封の申込書でお申し込み下さい。ご不要の場合は、料金着払いでご返品下さい。ご検討は現品到着後2週間以内にお願います。2週間を経過してお申し込み・ご返品がない場合、弊社より確認のお電話等をさせていただきます。万一、紛失された場合等は、実費をご請求させていただきますことがあります。

未永く、安心してご利用いただくために

- ◆書籍のページが欠落してしまった、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合はお気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡下さい。弊社社員がメンテナンスにお伺いします。

商品に関するご照会・お申し込みは

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。>

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 TEL 03-3404-2251 (大代表) FAX 03-3404-2269

北海道支社 [北海道]

札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社 [青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島]

仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社 [東京・千葉・神奈川・山梨]

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社 [茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野]

さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所 [新潟・長野]

長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社 [富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重]

名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社 [福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山]

大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

中四国支社 [鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知]

岡山市柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15F 〒700-0904

九州支社 [山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄]

福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

沖縄営業所 [沖縄]

那覇市泉崎1-18-7 泉屋嘉ビル2F 〒900-0021



担当



(604570) [0711]

A2Z非公開実務 (604579) 2007.11 SE